

手数料の返戻金制度について

NOZOMI JAPAN株式会社

当社の紹介により就職した求職者が入社後短期間で、本人の都合による退職または、本人の責に基づく解雇により雇用契約を修了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者へ返還いたします。

1. 入社後1ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 50%
2. 入社後3ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 30%

以下の場合、返戻金制度は適用されません。

1. 求人者の責による退職・解雇
2. 求職者の死亡・天災等、不測の事態による退職